R5.1.31WGヒアリング 千葉県提出資料 ①成田空港周辺の土地利用規制緩和について

# 成田空港周辺における土地利用規制緩和について

令和5年1月31日



## 目次

成田空港周辺地域における土地利用規制の弾力化につい	~	•	•	•	•	•	1
成田空港周辺9市町を促進区域とする基本計画(案)・	•	•	•	•	•	•	2

## 成田空港周辺地域における土地利用規制の弾力化について



#### 成田空港を活かした国際競争力強化の必要性

- ○「成田空港の更なる機能強化」を契機に、成田空港を航空貨物の東アジアの拠点とする必要がある。
- ○空港周辺地域は、原則転用不許可の農地が広がり、更なる機能強化と空港周辺地域の産業振興を一体的に進められない。
- ○交通の要衝周辺において、農地の土地利用規制緩和が必要。

#### 特区ワーキンググループでの議論を踏まえた対応方針

地域未来法を弾力的に活用することで事業者による土地利用の予見可能性を確保

#### 千 葉 県

<u>地域未来法に基づき成田空港周辺9市町を</u> 促進区域とする**基本計画を作成** 



農林水産省 地域未来法の弾力的活用に関する 取扱通知を発出



成田空港ゲート、高速道路等のインターチェンジ、国道と国道の交差点の周辺において、成田空港の機能との一体的利用の観点から必要となる物流施設等の整備を図る場合は、農用地区域(成田用水事業受益地を中心とした地域を除く)を含む土地であっても、地域未来法に基づき県及び市町が重点促進区域を基本計画で設定することが可能となり、これにより事業者においては、当該用地を利用した事業の予見可能性が高まる。

- <その他地域未来法活用のポイント>
- ①事業者による具体的な事業計画がない段階においても、重点促進区域を設定することが可能
- ②地域未来法による規制の特例措置による農振除外・農地転用手続を活用することが可能
- ・4haを超える農地転用許可における農林水産大臣との協議が不要
- ・原則不許可である第1種農地についても農地転用が可能 等



## 成田空港周辺9市町を促進区域とする基本計画(案)



### 地域未来法に基づく基本計画(案)のポイント

成田空港周辺9市町において、首都圏の広域的な幹線道路網を構成する圏央道や北千葉道路等の交通・ 物流インフラに加え、国内外に豊富なネットワークを有し、国内最大の貿易港である成田国際空港を核に、 国際的な産業拠点の形成を目指していく。

#### 促進区域

▶ 成田空港周辺9市町(成田市、富里市、香取市、山武市、栄町、神崎町、多古町、芝山町、横芝光町)

#### 地域特性を戦略的に活用する分野

> 物流関係分野

#### 重点促進区域の設定を検討する地域

- ▶ 空港ゲートからおおむね5km
- ▶ 高速道路等のインターチェンジからおおむね3 km
- ➤ 国道と国道の交差点からおおむね3km の範囲内において、市町が都市計画マスタープラン等に位置づけるなど土地 利用関係の諸計画と調和するとともに、投資促進を図ることが適当な地域 ※成田用水事業受益地を中心とした地域を除く



#### 【令和4年度】

#### 千葉県

基本計画を作成

#### 農林水産省

成田空港周辺9市町を対象とする 取扱通知を発出

#### 【令和5年度】

#### 千葉県

#### 重点促進区域を設定

※必要に応じて順次追加